

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 関連会社へのサービスフィー送金にかかる税務問題について

今回は、中国現地法人から日本法人に支払った人的役務費用につき、事後に損金否認された税務問題について説明します。

1. ケーススタディ

日本法人 A 社は、中国の製造拠点である上海子会社 B 社及び広州子会社 C 社の両社との間で、ロイヤリティ契約を締結し、営業と技術サポートサービスを提供してきました。各子会社は、A 社に対し、その契約対価として、売上に対して3%料率によるロイヤリティを支払いました。なお、当該ロイヤリティは、無形資産の使用に対するロイヤリティではなく、実際には人的役務に対する報酬であり、A 社への対外送金時には、6%の増値税が源泉徴収されています。

しかしながら、広州子会社 C 社は事後において所轄税務当局の指摘を受け、当該ロイヤリティ費用の損金を否認されました。

A 社は中国子会社 2 社に対し、同様の技術と営業のサポートサービスを提供したにも関わらず、当該ロイヤリティ費用につき、B 社は損金算入が認められ、C 社には、損金算入が否認された理由は何でしょうか。

2. 中国子会社 B 社と C 社の違い

	所在地	経営範囲	実際の事業活動
中国 B 社	上海	電子部品の製造及び販売	電子部品の製造、及び中国内の第三者市場への販売
中国 C 社	広州	電子部品の製造及び販売	電子部品の製造、及び関連会社、主に日本親会社への販売

上表の通り、B 社と C 社の経営範囲は製造及び販売ですが、その販売先について、B 社が第三者市場なのに対し、C 社はすべて関連会社、ほぼ日本親会社=A 社となっています。

3. 16号公告-結論

C 社において A 社への人的役務費用（営業及び技術サポート）が損金不算入とされた理由は、国外関連者に支払う費用の損金算入要件を明文化した 16号公告（⁽ⁱ⁾* 下記注釈参照）が定める『6つのテスト』（⁽ⁱⁱ⁾* 下記注釈参照）をパスしていなかった事実に求められます。

1) 機能とリスク、経営と関連を有しないサービス

C 社における税務調査では、企業組織図と各部署の役割と活動についてヒアリングが行われ、C 社には営業部はあるものの実際には総経理による兼務とその通訳スタッフからなる組織にすぎないこと、第三者売上実績もないことから、C 社には実質の営業機能が無いと指摘されました。よって、A 社による C 社に対する営業サポートは、16号公告第4条-1の「企業が担う機能とリスク」の「経営と関連を有しないサービス」に該当し、損金算入できないということになります。

2) その他関連者間取引においてすでに補償を得ているサービス

C 社は A 社から技術供与を受けていますが、その販売先がほぼ親会社 A 社であるという事実から、税務局はその製品販売取引において A 社が提供した技術サポート費用はすでに関連者間で差引かれているはずだと指摘しました。つまり、16号公告第4条-5の「その他関連者間取引」の「すでに補償を得ているサービス」に該当し、損金算入できないということになります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

日本法人 A 社は、機能リスクやその他関連者取引状況も異なる B 社と C 社に対して、同一の契約を締結しましたが、C 社にとっては必要性がなく経済利益をもたらさない契約と認定されたため、その費用は損金として認められませんでした。

お見逃しなく！

C 社は A 社に対する対外送金後に税務調査を受け、契約対価が損金不算入となりました。しかしながら、当該対価を取得した日本法人 A 社が源泉徴収された増値税および企業所得税については、実務上還付が認められないことに留意が必要です。

ⁱ 2015 年 3 月 18 日の中国国家税务总局による「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」（国家税务总局公告〔2015〕16 号、以下「16 号公告」）

ⁱⁱ *16 号公告の不適切な労務費用『6つのテスト』については、本ニュースレター2015年10月号「税務調査における思わぬ落とし穴シリーズ 第一弾その①-技術指導料」末尾の「参考：16 公告の主な内容②不適切労務費用の A)-F)」をご参照ください。